

広域連合規則第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

附則第8項中「あつては、」を「あつては」に、「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第14項第2号中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。